

2020年7月31日

東亜大学

外国人学生の「再入国の手続き」について

2020年7月29日、日本国政府はすでに在留資格を持っている外国人の再入国を、8月5日からはじめると発表しました。

それぞれの国が入国拒否対象地域指定される以前に日本から出国した外国人の方で在留資格を持っている人は、いよいよ日本に戻ることができます。春休みに一時帰国したまま再入国できなくなっている外国人学生のみなさんがこれに該当します。

その際、次の2つのことが必要になります。

1. それぞれの国の日本国大使館や総領事館で「再入国関連書類提出確認書」（以下「確認書」）の発給を受ける。
2. 日本に入国（搭乗予定航空便の出発時刻）する72時間以内前に受けたPCR検査を受け、「検査証明」を取得する。

「確認書」については、すでに7月29日よりそれぞれの国の日本国大使館や総領事館において申請受付を開始しています。再入国を希望する学生のみなさんは、急いで確認書の申請を行ってください。

詳しくは、外務省の以下のホームページを読んでください。

[「在留資格を有する外国人の再入国について」](#)

[「再入国の際に必要な手続・書類等」](#)

なお、入国にあたっては、次のことを守らないといけません。

1. 到着した日本の空港でのPCR検査を受けること。
2. 14日間、自宅など検疫所長が指定する場所で待機して、外出しないこと。
3. 到着した空港から自宅まで、電車、バス、タクシー、航空機（国内線）などの公共交通機関を使用しないこと。

「14日間の自宅等における待機」や「公共交通機関を使用しないこと」が難しい場合は、再入国をしばらく見合わせてください。